

**令和 5 年度  
全国健康保険協会  
事業計画及び予算**

**対象期間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日**

## 令和5年度事業計画 目次

### 事業計画（健康保険事業関係）

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| I. 事業計画（健康保険事業関係）について                | … 6 |
| II. 令和5年度の協会けんぽ運営の基本方針               | … 6 |
| III. 主な重点施策                          | … 8 |
| （1）基盤的保険者機能関係                        | … 8 |
| ① 健全な財政運営                            | … 8 |
| ② サービス水準の向上                          | … 9 |
| ③ 限度額適用認定証の利用促進                      | …10 |
| ④ 現金給付の適正化の推進                        | …10 |
| ⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進                    | …10 |
| ⑥ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進  | …12 |
| ⑦ 被扶養者資格の再確認の徹底                      | …13 |
| ⑧ オンライン資格確認の円滑な実施                    | …13 |
| ⑨ 業務改革の推進                            | …14 |
| （2）戦略的保険者機能関係                        | …15 |
| ① 保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈I、II、III〉 | …15 |
| i）特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上            | …15 |
| ii）特定保健指導の実施率及び質の向上                  | …16 |
| iii）重症化予防対策の推進                       | …18 |

|   |     |
|---|-----|
| iv) コラボヘルスの推進                             | …19 |
| ② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈 I、II、III〉     | …20 |
| ③ ジェネリック医薬品の使用促進〈 II、III〉                 | …20 |
| ④ インセンティブ制度の着実な実施〈 I、II、III〉              | …22 |
| ⑤ 支部で実施した好事例の全国展開〈 I、II、III〉              | …22 |
| ⑥ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信〈 II、III〉 | …22 |
| i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信                  | …22 |
| ii) 医療提供体制に係る意見発信                         | …23 |
| iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信             | …23 |
| iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ                     | …23 |
| ⑦ 調査研究の推進〈 I、II、III〉                      | …24 |
| i) 本部・支部による医療費等分析                         | …24 |
| ii) 外部有識者を活用した調査研究等の実施                    | …24 |
| iii) 調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信              | …25 |
| (3) 組織・運営体制関係                             | …26 |
| I) 人事・組織に関する取組                            | …26 |
| ① 人事制度の適正な運用                              | …26 |
| ② 新たな人員配置のあり方の検討                          | …26 |
| ③ 人事評価制度の適正な運用                            | …26 |
| ④ OJT を中心とした人材育成                          | …26 |
| ⑤ 本部機能及び本部支部間の連携の強化                       | …27 |
| ⑥ 支部業績評価の実施                               | …28 |
| II) 内部統制に関する取組                            | …28 |
| ① 内部統制の強化                                 | …28 |

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| ② リスク管理                          | …28 |
| ③ コンプライアンスの徹底                    | …29 |
| Ⅲ) その他の取組                        | …29 |
| ① 費用対効果を踏まえたコスト削減等               | …29 |
| ② 協会システムの安定運用                    | …30 |
| ③ 制度改正等にかかる適切なシステム対応             | …30 |
| ④ 中長期を見据えたシステム構想の実現              | …30 |
| ⑤ 保険者機能強化アクションプラン（第6期）の策定        | …30 |
| <b>令和5年度事業計画（健康保険事業関係）KPI一覧表</b> | …31 |

## 事業計画（船員保険事業関係）

|                        |     |
|------------------------|-----|
| I. 令和5年度の船員保険運営の基本方針   | …34 |
| II. 主な重点施策             | …35 |
| （1）基盤的保険者機能関係          | …35 |
| ① 正確かつ迅速な業務の実施         | …35 |
| ② 適正な保険給付の確保           | …36 |
| ③ 効果的なレセプト点検の推進        | …36 |
| ④ 返納金債権の発生防止の取組の強化     | …36 |
| ⑤ 債権回収業務の推進            | …37 |
| ⑥ 制度の利用促進              | …38 |
| ⑦ 福祉事業の効果的な実施          | …38 |
| ⑧ サービス向上のための取組         | …39 |
| ⑨ 健全な財政運営の確保           | …39 |
| （2）戦略的保険者機能関係          | …40 |
| ① i) 特定健康診査等の推進        | …40 |
| ii) 特定保健指導の実施率の向上      | …41 |
| iii) 加入者の健康意識向上に対する支援  | …42 |
| iv) 加入者の禁煙に対する支援       | …42 |
| v) 船舶所有者等の健康意識向上に対する支援 | …42 |
| vi) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進   | …43 |
| ② ジェネリック医薬品の使用促進       | …43 |
| ③ 情報提供・広報の充実           | …44 |
| ④ 調査・研究の推進             | …44 |

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| (3) 組織・運営体制関係                     | …46 |
| ① 人事評価制度の適正な運用                    | …46 |
| ② OJT を中心とした人材育成                  | …46 |
| ③ 費用対効果を踏まえたコスト削減等                | …46 |
| ④ コンプライアンスの徹底                     | …46 |
| ⑤ リスク管理                           | …47 |
| ⑥ 内部統制の強化に向けた取組                   | …47 |
| ⑦ システム関連の取組                       | …47 |
| <b>令和5年度事業計画（船員保険事業関係）KPI 一覧表</b> | …48 |

## 予算

|           |     |
|-----------|-----|
| 1. 予算総則   | …51 |
| 2. 収入支出予算 | …52 |

## 事業計画（健康保険事業関係）

### I. 事業計画（健康保険事業関係）について

令和5年度までの3年間の中期計画である保険者機能強化アクションプラン（第5期）と単年度の計画である事業計画を連動させ、PDCAサイクルの推進を図るため、同プランにおいて、3年後を見据えた重要業績評価指標（KPI）を定め、事業計画においては、それを単年度の進捗に置き換えてKPIを設定し、進捗状況を確認しつつ、取組を進めることとした。

令和5年度は、保険者機能強化アクションプラン（第5期）の最終年度である。このため、これまでの実施状況等を検証し、各KPIを確実に達成すべく、同プランの事業運営の3つの柱を基本方針とし、主な重点施策に着実に取り組む。

### II. 令和5年度の協会けんぽ運営の基本方針

#### （1）基盤的保険者機能関係

保険者の基本的な役割として、健全な財政運営を行うとともに、加入者の加入手続き・資格管理や医療費及び現金給付の審査・支払などを迅速かつ適正に行う。

あわせて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会けんぽや医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図る。

また、これらの取組を実現するためには、基本業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するとともに、柔軟かつ最適な事務処理体制のもと生産性の向上を図ることが不可欠であり、不断の業務改革を推進することにより、保険者の責務である基盤的保険者機能の盤石化を図る。

#### （2）戦略的保険者機能関係

基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「Ⅰ.加入者の健康度の向上」、「Ⅱ.医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ.医療費

等の適正化」を目指す。

具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。

また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。

### (3) 組織・運営体制関係

基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

### **Ⅲ. 主な重点施策**

#### **(1) 基盤的保険者機能関係**

適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。

##### **① 健全な財政運営**

- ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、運営委員会や支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。
- ・ 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。
- ・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。特に、令和5年度は、第4期医療費適正化計画等の都道府県における策定作業が行われることから、当該作業に積極的に参画するとともに意見発信を行う。

##### **【重要度：高】**

協会けんぽは約4,000万人の加入者、約250万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。

##### **【困難度：高】**

協会けんぽの財政は、近年安定しているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るといふ財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を

許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

## ② サービス水準の向上

- ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応できるよう、相談体制（受電体制及び窓口体制）の標準化を促進し、お客様満足度の向上を図る。
- ・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。

### 【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの100%達成に努めている。なお、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加している一方、一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、支部内の事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要があり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。

- KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を96%以上とする

### ③ 限度額適用認定証の利用促進

- ・ オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。
- ・ 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

### ④ 現金給付の適正化の推進

- ・ 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進するとともに、国に対して制度整備などの意見発信を行う。
- ・ 不正の疑いのある事案については、重点的な審査（事業主への立入検査を含む。）を行うとともに、支部の保険給付適正化 P T（支部内に設置）において事案の内容を精査し、厳正に対応する。
- ・ 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。
- ・ 厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

- KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

### ⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進

- ・ レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト 1 件当たり査定額の向上に取り組む。

- ・ 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理的な差異の解消等）の進捗状況を踏まえ、協会における審査の効率化・高度化に取り組むとともに、今後のレセプト点検体制のあり方について検討する。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金の審査支払新システムにより、コンピュータチェックで完了するレセプトと目視等による審査が必要なレセプトとの振り分けが行われること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査するなど、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

※電子レセプトの普及率は98.7%（2021年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

- KPI：① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする  
 （※） 査定率 =  $\frac{\text{レセプト点検により査定（減額）した額}}{\text{協会けんぽの医療費総額}}$
- ② 協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする

## ⑥ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・ 未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。
- ・ 返納金債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

### 【困難度：高】

電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にある。今後、電子申請による届出※1が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整※3が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。

※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。

※3 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）

- KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

#### ⑦ 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

- KPI : 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 94% 以上とする

#### ⑧ オンライン資格確認の円滑な実施

- ・ オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。
- ・ また、「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）においてオンライン資格確認等システムの更なる拡充が盛り込まれたことを踏まえ、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進及び電子処方箋の周知・広報等に協力する。

【重要度：高】

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。

- KPI : 加入者のマイナンバー収録率を対前年度以上とする

## ⑨ 業務改革の推進

- ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。
- ・ 相談体制の標準化に向けて、受電体制及び窓口体制を整備・強化する。併せて、相談マニュアル・FAQ を整備するとともに、効果的な研修プログラムを導入すること等により、相談業務の品質の向上を図る。
- ・ 新業務システム（令和5年1月に導入）の効果を最大化するために、新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等の整備を推進する。

### 【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

## **（２）戦略的保険者機能関係**

### **【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】**

- I 加入者の健康度の向上
- II 医療等の質や効率性の向上
- III 医療費等の適正化

#### **① 保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈I、II、III〉**

- ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、６か年計画の目標達成に向けて最終年度の取組を着実に実施する。
- ・ 「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。
- ・ 第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）における目標の達成状況や効果的な取組等の評価を行うとともに、第４期特定健康診査等実施計画の策定と併せて、データ分析に基づく地域の特性に応じた第３期保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定する。

#### **i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上**

- ・ 特定健診実施率の向上に向けて、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。
- ・ 生活習慣病予防健診について、一般健診及び付加健診等の自己負担を軽減するとともに、関係団体と連携した受診勧奨等の取組を行い、実施率の向上を図る。
- ・ 被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、市との協定締結を進めるな

ど地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。

- ・ 事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局との連携など国や関係団体に対する働きかけを行う。

また、事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・保険者（3者間）での新たな提供・運用スキームの定着により、事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会けんぽに提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。

**【重要度：高】**

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。

**【困難度：高】**

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第3期特定健康診査等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

- KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を63.9%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を9.6%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診実施率を35.0%以上とする

**ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上**

- ・ 特定保健指導の実施率の向上のため、令和4年度に作成した健診から保健指導・受診勧奨という一貫したコンセプトに基づく特定保健指導利用案内のパンフレットを活用するとともに、令和4年度に策定した標準モデルに沿った

特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。

- ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、情報通信技術を活用すること等により、引き続き特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。
- ・ 健康意識が高まる健診当日や健診結果提供時における効果的な利用案内（未治療者への受診勧奨含む）について、令和5年度パイロット事業等を活用し、検討を行う。
- ・ 経年的未利用事業所等への働きかけに活用するため、特定保健指導の実施率が高い事業所における職場環境整備のための創意工夫に関する具体的な事例集を作成する。
- ・ 令和6年度から開始される第4期特定健康診査等実施計画において、腹囲2cm・体重2kg減を達成した場合には保健指導の介入量（支援回数や支援時間など）を問わずに特定保健指導を終了する等、成果が出たことを評価するアウトカム指標が導入されることから、協会におけるモデル実施の効果検証を踏まえた運用方法を検討し、実施に向けた研修等を行う。
- ・ また、事業主や加入者のニーズに寄り添った保健事業を提供できるよう、企画立案能力等の向上を目指した協会保健師の育成プログラム（保健師キャリア育成課程）を実施するとともに、保健事業の効果的・効率的な実施体制の構築に取り組む。
- ・ 保健事業の各種取組を支える専門職たる協会保健師について、全支部において複数名体制を構築するため、計画的かつ継続的な採用活動を行うなど、本部及び支部における採用活動の強化を図り、その確保に努める。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第3期特定健康診査等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

- KPI：① 被保険者の特定保健指導の実施率を 36.4%以上とする
- ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を 15.8%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

- ・ 未治療者の受診率の向上を図るため、令和4年度に作成した健診から保健指導・受診勧奨という一貫したコンセプトに基づく重症化予防対策のパンフレットを活用し、血圧・血糖・LDLコレステロール値に着目した未治療者に対する受診勧奨を着実に実施する。
- ・ 特定健診を受診した被扶養者等や事業者健診結果データを取得した者への受診勧奨拡大に向けた準備を行う。
- ・ かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

- KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を

13.1%以上とする

#### iv) コラボヘルスの推進

- ・ 健康宣言について、健康宣言事業所数の拡大とともに、事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス（事業所カルテ活用の必須化）及びコンテンツ（健診受診率及び特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）の標準化を踏まえ、事業所カルテを積極的に活用した健康宣言を促し、事業主と連携した事業所における加入者の健康づくりを推進する。
- ・ 健康教育などを通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、データ分析に基づく地域の特性に応じたポピュレーションアプローチについて、パイロット事業の活用を含め、展開を図る。
- ・ 保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。

#### 【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

#### ■ KPI：健康宣言事業所数を70,000事業所（※）以上とする

（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

## ② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・ 協会として統一的・計画的な広報を実施していくため、本部において協会全体の広報基本方針及び当該方針を踏まえた令和6年度広報計画を策定する。
  - ・ 支部においては、本部作成の広報基本方針及び令和6年度広報計画に基づき、支部広報計画を策定する。
  - ・ 加入者・事業主、健康保険委員等に幅広く情報発信をするため、全支部共通広報資材（動画、パンフレット等）を積極的に活用し、広報を行う。
  - ・ 全支部共通広報資材については、活用状況等を踏まえ、改善、拡充を行う。
  - ・ 令和5年度より本格的に実施する生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」については、令和4年度に引き続き、本部・支部において、様々な広報機会を活用し、広報を行う。
  - ・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会や広報誌等を通じた情報提供を実施するとともに、引き続き、健康保険委員の委嘱拡大に取り組む。
- KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を50%以上とする

## ③ ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅱ、Ⅲ〉

### 〈課題分析〉

- ・ 支部間格差を解消するため、協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。

### 〈医療機関・薬局へのアプローチ〉

- ・ 協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、支部における個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。

#### <加入者へのアプローチ>

- ・ 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。
- ・ 本部及び支部において、厚生労働省や都道府県、薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。

#### <ジェネリック医薬品使用割合 80%未満の支部への取組>

- ・ KPI 未達成の支部において、使用割合への影響が大きい医療機関・薬局に対する働きかけや、薬局の属性を踏まえたアプローチ、ターゲットを絞った加入者への広報等の各種取組を効果的に実施できるよう、本部・支部が連携して取り組む。

#### <その他の取組>

- ・ ジェネリック医薬品の安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進していることやジェネリック医薬品の供給状況を確認しつつ、使用促進に向けて、医療保険制度や診療報酬上の課題等について、国の審議会等において積極的に意見発信する。

#### 【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

#### 【困難度：高】

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できな

い事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

- KPI：全支部でジェネリック医薬品使用割合(※)80%以上とする。ただし、前年度末時点でジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする。

※ 医科、DPC、歯科、調剤

#### ④ インセンティブ制度の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・ 令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。

#### ⑤ 支部で実施した好事例の全国展開〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・ 令和3年度に見直しを行った新たなパイロット事業の枠組みの下で、次期保険者機能強化アクションプランにおける支部の特性等を踏まえた保健事業の充実・強化等に向け、令和6年度に実施する事業の選定、計画策定等を行う。
- ・ また、この保健事業の充実・強化等を見据え、支部保険者機能強化予算を活用し、喫煙対策、メンタルヘルス等の保健事業も推進する。
- ・ パイロット事業の効果検証の結果、エビデンスが得られた事業については速やかに全国展開を行う。

#### ⑥ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信〈Ⅱ、Ⅲ〉

##### i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- ・ 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び令和5年度に行われる都道府県におけ

る次期計画の策定に向けて、積極的に参画するとともに意見発信を行う。

## ii) 医療提供体制に係る意見発信

- ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

## iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信

- ・ 医療保険部会や中央社会保険医療協議会、保険者協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。
- ・ また、持続可能な医療保険制度の構築に向けて、国に対して、関係団体とも連携しつつ、医療保険制度改革に係る要請を行う。
- ・ 令和6年度診療報酬・介護報酬同時改定に向け、医療保険部会や中央社会保険医療協議会等の場で、引き続き積極的な意見発信を行う。

## iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

- ・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。

### 【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想の PDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する

重要な事業であることから、重要度が高い。

- KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する。

## ⑦ 調査研究の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

### i) 本部・支部による医療費等分析

- ・ 医療費適正化等に向けて、本部においては、支部ごとの医療費の状況や健診結果等をまとめた基礎情報を作成するとともに、令和4年度に作成した医療費・健診データ等の分析用マニュアルの改訂等により、支部が行う分析を支援する。支部においては、基礎情報等を活用して医療費や健診結果の地域差について、自支部の特徴や課題を把握するためにデータ分析を行う。
- ・ 協会が保有するレセプトデータ、健診データ等を活用して、保険者協議会、地方自治体、国民健康保険団体連合会等と連携した医療費や健診結果の地域差の要因分析を実施する。
- ・ 医療費適正化に向けて、エビデンスに基づいた事業の実施につなげるため、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。

### ii) 外部有識者を活用した調査研究等の実施

- ・ 現役世代の急減と高齢者人口のピークが同時に訪れる2040年、さらにその先を見据えれば、協会の加入者をはじめとした国民の健康を守るとともに、医療保険制度の持続性の確保も図らなければならない。そのためには、効率的かつ質の高い保健医療を実現することが不可欠であることから、中長期的な視点に立ち、制度論を含めた医療費適正化等の施策を検討することが必要である。このため、協会が所有しているレセプトデータ等を用いて、外部有識者を活用した調査研究等を実施する。

- ・ 外部有識者の研究成果を踏まえ、国への政策提言や協会が実施する取組の改善に係る具体的方策（ガイドラインの策定等）について検討する。

### iii) 調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信

- ・ 本部・支部における医療費等の分析成果やそこから得られた知見に基づく事業等の取組、効果的な健康づくり事業等の成果を発表するため、調査研究フォーラムを開催し、調査研究報告書を発行するとともに、各種学会での発表を通して、内外に広く情報発信する。
- ・ 協会けんぽの加入者約 4,000 万人分のビッグデータを活用した調査研究を推進するとともに、統計分析研修や本部と支部の連携強化等による人材育成を通して、協会における調査研究の質の底上げを図る。

#### 【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

#### 【困難度：高】

医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の研究提案の採択や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。

### **(3) 組織・運営体制関係**

#### **I) 人事・組織に関する取組**

##### **① 人事制度の適正な運用**

- ・ 管理職を対象とした階層別研修等を通じて、管理職のマネジメント能力の向上を図る。特に、管理職への入り口であるグループ長補佐については、重点的に取り組む。
- ・ また、保険者機能の更なる強化・発揮に向け、平成 28 年度から運用している現在の人事制度に関する様々な課題について、必要に応じその見直しを検討していく。

##### **② 新たな人員配置のあり方の検討**

- ・ 令和 4 年度に導入した新システムの安定稼働後の業務量を支部ごとに調査し、保険者機能の更なる強化・発揮等を踏まえた新たな人員配置のあり方を検討する。

##### **③ 人事評価制度の適正な運用**

- ・ 評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。

##### **④ OJT を中心とした人材育成**

- ・ O J T を中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
- ・ 広く協会職員のデータ分析能力を高めるため、スタッフと主任を対象に、統計分析に関する基礎的な知識の習得や PC スキルの向上を目的とした研修を実施する。

- ・ 採用 2 年目の職員を対象に、業務意欲の向上と実践力の強化を目的とした研修を新たに実施する。
- ・ 業務別研修として、保健師キャリア育成課程研修や経理担当者研修等に加えて、第 3 期データヘルス計画の策定等に関する研修を実施する。
- ・ 保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の具体的方策について、引き続き検討する。

### ⑤ 本部機能及び本部支部間の連携の強化

- ・ 加入者の健康増進のための新たな取組の推進など、戦略的保険者機能を更に強化していくため、本部機能の強化や本部支部間の更なる連携の強化に向けた取組を着実に実施する。
- ・ 都道府県単位保険料率が高い水準で推移している北海道、徳島、佐賀の 3 支部を対象に、保険料率上昇の抑制が期待できる事業の実施に向けた PDCA サイクル（医療・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等）について、医療・公衆衛生・健康づくり等に精通された外部有識者の助言を得ながら、今後の他支部への横展開も視野に入れ、本部と 3 支部が連携し検討・実施する。

#### 【重要度：高】

医療・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、都道府県単位保険料率が高い水準で推移している北海道、徳島、佐賀の 3 支部の保険料率上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

#### 【困難度：高】

医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関

する高度な知識が求められる。また、外部有識者の助言を踏まえた医療・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析や事業企画等にあたっては、高度な医学知識も要することから難易度が高い。また、各支部においては、これまでも地域の特性を踏まえた医療費適正化の取組を積極的に実施してきたが、とりわけ、北海道、徳島、佐賀の3支部においては、保険料率が高い水準にとどまっており、保険料率上昇の抑制を図ることは困難度が高い。

## ⑥ 支部業績評価の実施

- ・ 支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。

## Ⅱ) 内部統制に関する取組

### ① 内部統制の強化

- ・ 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、リスクの洗い出し・分析・評価・対策の仕組みの導入等、内部統制の整備を着実に進める。

### ② リスク管理

- ・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報やリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。
- ・ 令和5年1月の新システム構築にあたり見直しを行った事業継続計画書（BCP）など各種マニュアルについて、必要な見直しの検討を行う。
- ・ 令和4年度に見直した事業継続計画書（BCP）について、その実効性を確認するため訓練や研修（安否確認等）を行う。

### ③ コンプライアンスの徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその周知・徹底を図る。
- ・ 年2回のコンプライアンス委員会の定期開催に加え、必要な都度、委員会を開催してコンプライアンスに係る取組みの検討、審議等を行うことにより、コンプライアンスの更なる推進を図る。
- ・ 職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員にアンケートを実施する。
- ・ eラーニング等を活用した、全職員への意識啓発の実施について検討する。
- ・ 外部相談窓口（ハラスメント相談・内部通報）について、利用の活性化を図りつつ、運用の問題点等を適切に把握し、その改善を図る。

## Ⅲ) その他の取組

### ① 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。
  - ・ 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
  - ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。
  - ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。
- KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

## ② 協会システムの安定運用

- ・ 協会の基盤的業務（保険証の発行、保険給付の支払い等）が停止することがないように、協会システムを安定稼働させる。
- ・ 日々のシステム運用・保守業務について、令和4年度に導入した新システムの効果が最大限に得られるよう、品質を保ちながら、システムの安定的な運用を実現する。

## ③ 制度改正等にかかる適切なシステム対応

- ・ 法律改正、制度改正及び外部機関におけるシステムの変更等に対し、システム対応を適切に実施する。

## ④ 中長期を見据えたシステム構想の実現

- ・ 令和5年1月にサービスインを迎えた次期業務システム稼働後の更なる効率化や、国からの要請等を踏まえたシステムの対応を検討する。
- ・ 機器更改等や新たな環境の変化に対応したシステムの構築に着手する。

（船員保険）

- ・ 移管後10年を経過した船員保険システムについて、加入者サービスの向上、業務の効率化、事務処理誤りの防止及びコストの軽減等を実現するため、新システムの構築を行う。

## ⑤ 保険者機能強化アクションプラン（第6期）の策定

- ・ 令和5年度を策定年度とする保険者機能強化アクションプラン（第6期）について、これまでの保険者機能強化アクションプラン（第5期）に基づく取組の検証結果及び国の各種計画や制度改正等の動向を踏まえ、策定する。

令和5年度事業計画（健康保険事業関係） KPI 一覧表

1. 基盤的保険者機能関係

| 具体的施策                               | KPI  | 参考：令和3年度末            |
|-------------------------------------|--|----------------------|
| ② サービス水準の向上                         | ① サービススタンダードの達成状況を100%とする<br>② 現金給付等の申請に係る郵送化率を96%以上とする  | ① 99.9%<br>② 95.5%   |
| ④ 現金給付の適正化の推進                       | 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする  | 0.95%                |
| ⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進                   | ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする<br>（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額<br>② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする | ① 0.332%<br>② 6,330円 |
| ⑥ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進 | ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする<br>② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする  | ① 84.11%<br>② 55.48% |

|                   |                                   |       |
|-------------------|-----------------------------------|-------|
| ⑦ 被扶養者資格の再確認の徹底   | 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94%以上とする | 91.3% |
| ⑧ オンライン資格確認の円滑な実施 | 加入者のマイナンバー収録率を対前年度以上とする           | 98.9% |

## 2. 戦略的保険者機能関係

| 具体的施策                        | KPI   | 参考：令和3年度末                    |
|------------------------------|---|------------------------------|
| ① i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 | ① 生活習慣病予防健診実施率を63.9%以上とする<br>② 事業者健診データ取得率を9.6%以上とする<br>③ 被扶養者の特定健診実施率を35.0%以上とする | ① 53.6%<br>② 8.5%<br>③ 26.2% |
| ① ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上       | ① 被保険者の特定保健指導の実施率を36.4%以上とする<br>② 被扶養者の特定保健指導の実施率を15.8%以上とする                      | ① 18.2%<br>② 12.8%           |
| ① iii) 重症化予防対策の推進            | 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする   | 10.5%                        |
| ① iv) コラボヘルスの推進              | 健康宣言事業所数を70,000事業所以上とする   | 68,992事業所                    |
| ② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進   | 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を50%以上とする                                     | 47.6%                        |

|                         |  |            |
|-------------------------|--|------------|
| ③ ジェネリック医薬品の<br>使用促進    | 全支部でジェネリック医薬品使用割合<br>(※)80%以上とする。ただし、前年度<br>末時点でジェネリック医薬品使用割合が<br>80%以上の支部については、年度末時<br>点で対前年度以上とする。<br>※ 医科、DPC、歯科、調剤 | 80.4% (全国) |
| ⑥ ii) 医療提供体制<br>に係る意見発信 | 効率的・効果的な医療提供体制の構<br>築に向けて、地域医療構想調整会議や<br>医療審議会等の場において、医療デー<br>タ等を活用した効果的な意見発信を、全支<br>部で実施する                            | 27 支部      |

### 3. 組織・運営体制関係

| 具体的施策                         | KPI                                  | 参考：令和3年度末 |
|-------------------------------|--------------------------------------|-----------|
| Ⅲ) ① 費用対効果を<br>踏まえたコスト削<br>減等 | 一般競争入札に占める一者応札案件<br>の割合について、20%以下とする | 12.6%     |

## 事業計画（船員保険事業関係）

### I. 令和5年度の船員保険運営の基本方針

協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映し、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組む。

船員労働の特殊性に応じた事業ニーズを十分踏まえつつ、保有するデータを活用して、効果的・効率的に事業運営を行い、その結果についてK P I（重要業績評価指標）による検証等を実施する。

また、船員の働き方改革や健康確保に向けて、令和5年4月より改正船員法施行規則等が施行される。これにより、船員の健康づくりの基盤が一層整備されることから、これまで以上に国土交通省、経済産業省、厚生労働省等の関係機関と連携し、各種施策を強力に推進する。

事業運営に当たっては、船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映する。

II. に掲げる主な重点施策の実施方針は、以下のとおりとする。

- (1) ICT を効果的に活用して、新型コロナウイルス感染症の状況に応じた柔軟な対応、船舶所有者及び加入者の利便性の向上、効率的な事業実施を図る。
- (2) 基盤的保険者機能については、レセプトや現金給付の審査支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に医療費の適正化などを通じて保険者としての健全な財政運営に努めるとともに福祉事業を着実に実施することにより、船員の健康づくりに寄与する。
- (3) 戦略的保険者機能については、第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画に基づき、船舶所有者とも連携して実施する「船員の健康づくり宣言」を中心に、船員の健康確保に向けた取組を推進する。また、

利用者にとってわかりやすく、時宜を得た広報・情報提供を積極的かつ計画的に行うこと、ジェネリック医薬品使用促進の働きかけを行うこと等により加入者・船舶所有者の利益の実現を図っていく。

(4) 組織体制の強化については、基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図り、組織基盤を強化していく。

また、内部統制の強化を行うとともに、システム運営を強化し、国の施策の状況にも応じた船員保険システムを構築していく。

## II. 主な重点施策

### (1) 基盤的保険者機能

#### ① 正確かつ迅速な業務の実施

- ・ サービススタンダード（職務外給付申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10 営業日）の状況を適切に管理し、年間を通じ 100%の達成を目標に着実に実施する。
- ・ 保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに実施する。（情報取得から送付までの平均日数：3 営業日以内）
- ・ 職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの 100%達成に努めている。一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要があり、サービススタンダードの 100%を達成すること

は、困難度が高い。

## ② 適正な保険給付の確保

- ・ 柔道整復施術療養費について、健康保険と問題点を共有しつつ多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。
- ・ 職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化を図るため、不正の疑いのある事案については、実地調査を実施する。
- KPI : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 10 日以上 of 施術の申請の割合について、前年度と 1.8% のいずれかが低い値以下とする

## ③ 効果的なレセプト点検の推進

- ・ レセプトの内容点検業務については、効果的なレセプト点検を促進するための条件を付し、外部委託により実施する。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICT を活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理的な差異の解消等）の進捗状況を踏まえ、レセプトの分析を通じて今後のレセプト点検委託のあり方を検討する。
- KPI : 被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を過去 3 年度の平均値以上とする  
(※) 被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額 = (レセプト点検により査定 (減額) した額 - レセプト内容点検の外部委託に要した額) ÷ 被保険者数

## ④ 返納金債権の発生防止の取組の強化

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行うとともに、船舶所有者に保険証の早期回収の

重要性についての周知を図る。

- ・ 被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止等を図るため、日本年金機構と連携し、船舶所有者等の協力を得て、被扶養者資格の再確認を的確に行う。

- KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする
- ② 被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率（調査対象者ベース）について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする

#### ⑤ 債権回収業務の推進

- ・ 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等について、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実に回収する。

- KPI : ① 現年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする
- ② 過年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする

#### 【困難度：高】

レセプト振替サービス※1の拡充により、保険者間調整※2が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。

※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）

## ⑥ 制度の利用促進

- ・ 高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。
  - ・ 限度額適用認定証について、オンライン資格確認の進捗状況を踏まえつつ、船舶所有者等へチラシやリーフレットによる広報、並びに医療機関に申請書を配置するなど、引き続き利用促進を図る。
  - ・ 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の着実な支給を図るため、厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、これらの未申請者に対する申請勧奨を実施する。
  - ・ 下船後の療養補償について、被保険者や船舶所有者等に対し、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、適切な申請がなされるよう周知を図る。
  - ・ 船舶所有者に対し直接的に広報を実施する手段としてオンラインによる事務説明会を適宜開催する。
- KPI : ① 高額療養費の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする
- ② 職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする

## ⑦ 福祉事業の効果的な実施

- ・ 船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施する。無線医療助言事業が、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所としての役割を果たしていくため、当事業の質の向上及び広報を通じた更なる認知度の向上を図る。
- ・ 保養事業について、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな事業実施を通じ、加入者等の福利厚生向上及び船員の健康づくりのため、利用者数の増加に向けた広報を行うとともに、宿泊補助のインターネット申請の拡充等、

加入者の利便性の向上のための必要な見直しを行う等により、利用者の拡大を図りつつ、円滑かつ着実に実施する。

【重要度：高】

無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業は、船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を担っており、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所となる取組となるため重要度が高い。

### ⑧ サービス向上のための取組

- ・ 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、いただいたご意見等を踏まえ、更なるサービス向上を図る。
  - KPI：お客様満足度（点数ベース）について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする

### ⑨ 健全な財政運営の確保

- ・ 中長期的な視点から、船員保険財政の健全な運営に努めるとともに、加入者や船舶所有者に対して、財政状況等に関する情報発信を行う。

【重要度：高】

船員保険は、わが国の海運及び水産を支える船員及び家族、船舶所有者からなる唯一の保険者であり、船員保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。

## **(2) 戦略的保険者機能**

- ① 6年計画である第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画について、最終年度の取組を着実に実施する。また、取組の評価を行い、船員の現状を踏まえた第3期船員保険データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画を策定する。

### **i) 特定健康診査等の推進**

(生活習慣病予防健診)

- ・ 生活習慣病予防健診実施機関（船員手帳の健康証明ができる医師）の拡充に向けた取組を実施する。
- ・ 健診実施機関がない地域での健診受診の機会を確保するため、加入者のニーズを把握し、健診車を活用した巡回健診を拡充する。
- ・ がん検診がセットであること等に関する広報を行う。また、未受診者には年齢別の健康状態を情報提供する等状況に応じた受診勧奨を行い利用促進を図る。

(船員手帳健康証明書データ取得)

- ・ 令和5年4月から船舶所有者に健康検査結果の保存が義務付けられることから、船舶所有者へ国土交通省と連携した提供依頼を行うことにより提出の促進を図る。
- ・ 船員手帳の健康証明書をインターネットで提出できる仕組みの浸透を図りつつ、より利便性の高い提出方法を推進する。

(被扶養者の特定健診)

- ・ 被扶養者の特定健診について、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診を推進する等により健診受診の機会を拡充する。
- ・ 健診受診の必要性等に関する広報や、未受診者の特性に応じたセグメント別の受診勧奨を行い、健診受診を習慣化する取組を推進する。

- KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を50.0%以上とする  
② 船員手帳健康証明書データ取得率を32.0%以上とする

### ③ 被扶養者の特定健診受診率を 35.0%以上とする

#### 【重要度：高】

船員保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023 年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。

#### 【困難度：高】

船員が多く居住している地域には、人口の少ない地域が含まれるため、生活習慣病予防健診の指定機関が自宅近くにないケースが多く、また、医療機関の数自体が少ない地域であり、指定機関を拡大することも困難となっている。

## ii) 特定保健指導の実施率の向上

- ・ 健診実施機関に対し、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう、健診当日の初回面談の実施を働きかける等の取組を行う。
- ・ 特定保健指導利用券発送後電話による利用勧奨を行う。また、利用傾向を把握する機会とし、利用環境の向上につなげる。
- ・ ICT を活用した特定保健指導について、改善効果に留意しつつ利用を促進し利便性の向上を図る。
- ・ 令和 5 年 4 月より施行される船員の健康確保のための法令改正にあわせ、特定保健指導の実施について船舶所有者への利用勧奨を強化する。

- KPI : ① 被保険者の特定保健指導実施率を 31.0%以上とする  
② 被扶養者の特定保健指導実施率を 24.7%以上とする

#### 【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者の QOL の向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023 年度の目標値（30%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

船員の働き方として、乗船中一定期間は陸上を離れてしまうことから、保健指導を受ける機会を調整しづらく、保健指導へつながりにくいことから、困難度が高い。

### iii) 加入者の健康意識向上に対する支援

- ・ 生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施するとともに、加入者の健康に対する意識の向上を図る情報を提供する。

### iv) 加入者の禁煙に対する支援

- ・ 禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、喫煙者に対し、実効性のあるオンライン禁煙プログラムを実施する。
  - KPI： オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を140人以上とする。(ただし、当該年度中にプログラムが終了した者)

【重要度：高】

オンライン禁煙プログラムの推進は、生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要である。また、船員保険加入者の喫煙率は健康保険加入者よりも高く、国の成長戦略の一つとして保険者の実施が義務付けられているデータヘルス計画に含まれており、重要度が高い。

### v) 船舶所有者等の健康意識向上に対する支援

- ・ 船舶所有者の自社船員の健康課題への認識を深めるため、船舶所有者単位の健康課題（血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等）を見える化した情報を提供する。
- ・ 若年層のヘルスリテラシーの一層の向上を図るため、専門の講師による特別講義を開催する船員養成校等の拡大、開催が困難な学校に対する特別講義資料の配布などの取組を行う。

## vi) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進

- ・ 国土交通省、経済産業省、厚生労働省等と連携し、「船員の健康づくり宣言」のスキームの見直しと浸透を進め、船員の健康づくりに関する船舶所有者の取組を支援する。

- KPI : 「船員の健康づくり宣言」参加船舶所有者数を 200 社以上とする

### 【重要度：高】

未来投資戦略 2018 において、コラボヘルスを推進する方針が示されており、また、日本健康会議の宣言において「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

### 【困難度：高】

令和元年度末に行った加入者アンケートでも船舶所有者は船員の健康管理を個人に任せているため健康づくりに取り組んでいないとの回答が 77.2%を占めており、自社船員の健康づくりについて関心が薄い状況にあるため、コラボヘルスに参加する船舶所有者を増やすことは、困難度が高い。

## ② ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けて、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等の広報を実施する。

- KPI : ジェネリック医薬品使用割合<sup>(※)</sup>を 84%以上とする

※ 医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

### 【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「後発医薬品の数量シェアを、2023 年度末までに全ての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

### 【困難度：高】

一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

### ③ 情報提供・広報の充実

- ・ 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。
- ・ 年に一度、加入者や船舶所有者等に対し、船員保険の運営状況についてわかりやすく説明した「船員保険通信」を送付する。
- ・ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。
- ・ ホームページにタイムリーな情報記事や健康づくりに関する動画を掲載するほか、メールマガジンの内容を充実し、利用者をより一層拡大する。
- ・ 船員の健康づくりに船舶所有者と一緒に取り組む船員健康づくりサポーター（仮称）を募集し、船員の健康づくりに関する情報等を浸透させる。
- ・ 船員養成校等のイベントへの参加などを通じ、特に若年層への情報発信を強化する。
- ・ 事務担当者等を対象とした船員保険の事務説明会をオンライン等により開催する。

■ KPI : ① メールマガジンの配信数を 1,500 人以上とする

② ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする

### ④ 調査・研究の推進

- ・ 船舶所有者・加入者の適用情報、医療費データ、健診結果等を用いて分析を進める。
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）」（令和 4 年

- 6月7日閣議決定)において、生涯を通じた歯科健診を推進するとされたことを踏まえ、船員の歯・口腔の状況を把握するための基礎分析を実施する。
- ・加入者の実態やニーズ等を把握するためのアンケートを実施する。

### **(3) 組織・運営体制の強化**

#### **① 人事評価制度の適正な運用**

- ・ 評価者研修などを通じて個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、評価者を始めとする職員の人事評価制度に対する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇へ反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。

#### **② OJT を中心とした人材育成**

- ・ OJT を中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
- ・ 広く協会職員のデータ分析能力を高めるため、新たにスタッフと主任を対象に、統計分析に関する基礎的な知識の習得や PC スキルの向上を目的とした研修を実施する。
- ・ 戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の具体的方策について、引き続き検討する。

#### **③ 費用対効果を踏まえたコスト削減等**

- ・ 調達における競争性を高めるため、参加が予想される業者に対する広範な周知、十分な公告期間や履行期間の確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。

#### **④ コンプライアンスの徹底**

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその周知・徹底を図る。
- ・ 年 2 回のコンプライアンス委員会の定期開催に加え、必要な都度、委員会を開催してコンプライアンスに係る取組みの検討、審議等を行うことにより、コンプライアンスの更なる推進を図る。

- ・ 職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員にアンケートを実施する。
- ・ eラーニング等を活用した、全職員への意識啓発の実施について検討する。
- ・ 外部相談窓口（ハラスメント相談・内部通報）について、利用の活性化を図りつつ、運用の問題点等を適切に把握し、その改善を図る。

#### ⑤ リスク管理

- ・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報取り扱いを始めとする情報セキュリティやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。

#### ⑥ 内部統制の強化に向けた取組

- ・ 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、リスクの洗い出し・分析・評価・対策の仕組みの導入等、内部統制の整備を着実に進める。

#### ⑦ システム関連の取組

- ・ 移管後 10 年を経過した船員保険システムについて、加入者サービスの向上、業務の効率化、事務処理誤りの防止及びコストの軽減等を実現するため、新システムの構築を行う。

令和5年度事業計画（船員保険事業関係）KPI 一覧表

（1）基盤的保険者機能

| 具体的施策              | KPI  | 現状   |
|--------------------|--|--|
| ② 適正な保険給付の確保       | 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月10日以上の施術の申請の割合について、前年度と1.8%のいずれか低い値以下とする   | 令和3年度末：1.81%   |
| ③ 効果的なレセプト点検の推進    | 被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を過去3年度の平均値以上とする<br>（※）被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額 = (レセプト点検により査定（減額）した額 - レセプト内容点検の外部委託に要した額) ÷ 被保険者数                     | 令和3年度末：144.7円  |
| ④ 返納金債権の発生防止の取組の強化 | ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする<br>② 被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率（調査対象者ベース）について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする | ① 令和元年度末：89.1%<br>令和2年度末：90.8%<br>令和3年度末：90.3%<br>上記3年度の平均値：90.1%<br>② 令和元年度末：94.6%<br>令和2年度末：93.7%<br>令和3年度末：91.0%<br>上記3年度の平均値：93.1% |
| ⑤ 債権回収業務の推進        | ① 現年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする<br>② 過年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする   | ① 令和元年度末：87.3%<br>令和2年度末：83.4%<br>令和3年度末：80.3%<br>上記3年度の平均値：83.7%<br>② 令和元年度末：9.2%<br>令和2年度末：12.8%<br>令和3年度末：9.0%                      |

| 具体的施策          | KPI   | 現状   |
|----------------|---|--|
|                |   | 上記3年度の平均値：10.3%  |
| ⑥ 制度の利用促進      | ① 高額療養費の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする<br>② 職務上の上乘せ給付等の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする | ①令和元年度末：68.4%<br>令和2年度末：69.6%<br>令和3年度末：75.8%<br>上記3年度の平均値：71.2%<br>②令和元年度末：77.1%<br>令和2年度末：81.7%<br>令和3年度末：83.3%<br>上記3年度の平均値：80.7% |
| ⑧ サービス向上のための取組 | お客様満足度（点数ベース）について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする  | 令和3年度末：4.47点   |

## (2) 戦略的保険者機能

| 具体的施策               | KPI  | 現状  |
|---------------------|--|---|
| ① i) 特定健康診査等の推進     | ① 生活習慣病予防健診受診率を50.0%以上とする<br>② 船員手帳健康証明書データ取得率を32.0%以上とする<br>③ 被扶養者の特定健診受診率を35.0%以上とする | ①令和3年度末：44.9%<br>②令和3年度末：21.5%<br>③令和3年度末：26.8% |
| ① ii) 特定保健指導の実施率の向上 | ① 被保険者の特定保健指導実施率を31.0%以上とする<br>② 被扶養者の特定保健指導実施率を24.7%以上とする                             | ①令和3年度末：13.0%<br>②令和3年度末：22.5%                  |
| ① iv) 加入者の禁煙に対する支援  | オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を140人以上とする（ただし、当該年度中にプログラムが終了した者）                           | 令和3年度末：142人                                     |

| 具体的施策                  | KPI   | 現状  |
|------------------------|---|---|
| ① vi) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進 | 「船員の健康づくり宣言」参加船舶所有者数を 200 社とする  | 令和 3 年度末 : 85 社   |
| ② ジェネリック医薬品の使用促進       | ジェネリック医薬品使用割合 (※) を 84%以上とする<br>※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合                             | 令和 3 年度末 : 82.9%  |
| ③ 情報提供・広報の充実           | ① メールマガジンの配信数を 1,500 人以上とする<br>② ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする | ①令和 3 年度末 : 907 人<br><br>②令和元年度末 : 914,700 件<br>令和 2 年度末 : 1,294,598 件<br>令和 3 年度末 : 1,219,376 件<br>上記 3 年度の平均値 : 1,142,891 件 |

## 予算

### 1. 予算総則

令和 5 事業年度における全国健康保険協会の予算総則は次のとおりとする。

#### (1) 収入支出予算

全国健康保険協会の令和 5 事業年度の収入及び支出は「収入支出予算」に掲げるとおりとする。

#### (2) 債務負担行為

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（以下「省令」という。）第 8 条により債務を負担する行為をすることができるものは、次のとおりとする。

| 事 項        | 限度額(百万円) | 年 限                  | 理 由                        |
|------------|----------|----------------------|----------------------------|
| システム経費     | 14,794   | 令和 5 年度以降<br>6 か年度以内 | 複数年度にわたる契約等を締結する必要があるため    |
| 賃貸借経費      | 3,591    | 令和 5 年度以降<br>5 か年度以内 | 複数年度にわたる賃貸借契約を締結する必要があるため  |
| 事務機器等リース経費 | 144      | 令和 5 年度以降<br>6 か年度以内 | 複数年度にわたるリース契約を締結する必要があるため  |
| 業務委託経費     | 25,811   | 令和 5 年度以降<br>4 か年度以内 | 複数年度にわたる業務委託契約を締結する必要があるため |
| 保険契約に係る経費  | 0        | 令和 5 年度以降<br>2 か年度以内 | 複数年度にわたる保険契約を締結する必要があるため   |
| 事務用品等購入経費  | 145      | 令和 5 年度以降<br>4 か年度以内 | 複数年度にわたる契約等を締結する必要があるため    |

#### (3) 流用等の制限

流用等の際の厚生労働大臣の承認の対象となる経費として省令第 9 条第 2 項の規定に基づき指定する経費は、業務経費及び一般管理費とする。

なお、健康保険勘定と船員保険勘定間における流用は行うことができないものとする。

#### (4) 繰越制限

翌事業年度への繰越の際の厚生労働大臣の承認の対象となる経費として省令第 10 条第 1 項ただし書の規定に基づき指定する経費は、人件費及び福利厚生費とする。

## 2. 収入支出予算（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

〔健康保険勘定〕

（単位：百万円）

| 区 別           | 予算額        |
|---------------|------------|
| 収入            |            |
| 保険料等交付金       | 10,985,144 |
| 任意継続被保険者保険料   | 69,845     |
| 国庫補助金         | 1,269,519  |
| 国庫負担金         | 5,440      |
| 貸付返済金収入       | 88         |
| 運用収入          | -          |
| 短期借入金         | -          |
| 寄付金           | -          |
| 雑収入           | 17,921     |
| 計             | 12,347,958 |
| 支出            |            |
| 保険給付費         | 6,909,394  |
| 拠出金等          | 3,773,568  |
| 前期高齢者納付金      | 1,547,498  |
| 後期高齢者支援金      | 2,226,033  |
| 退職者給付拠出金      | 30         |
| 病床転換支援金       | 8          |
| 介護納付金         | 1,113,479  |
| 業務経費          | 223,433    |
| 保険給付等業務経費     | 14,965     |
| レセプト業務経費      | 5,413      |
| 企画・サービス向上関係経費 | 5,991      |
| 保健事業経費        | 197,063    |
| 福祉事業経費        | 0          |
| 一般管理費         | 58,615     |
| 人件費           | 18,891     |
| 福利厚生費         | 63         |
| 一般事務経費        | 39,661     |
| 貸付金           | 88         |
| 借入金償還金        | -          |
| 雑支出           | 23,542     |
| 予備費           | -          |
| 累積収支への繰入      | 245,839    |
| 翌年度繰越         | -          |
| 計             | 12,347,958 |

（注）計数は四捨五入のため、一部、一致しないことがある。

## 〔船員保険勘定〕

(単位：百万円)

| 区 別           | 予算額    |
|---------------|--------|
| 収入            |        |
| 保険料等交付金       | 38,257 |
| 疾病任意継続被保険者保険料 | 951    |
| 国庫補助金         | 2,791  |
| 国庫負担金         | 163    |
| 職務上年金給付費等交付金  | 4,671  |
| 貸付返済金収入       | 0      |
| 運用収入          | 1      |
| 寄付金           | -      |
| 雑収入           | 72     |
| 累積収支からの戻入     | 970    |
| 計             | 47,875 |
| 支出            |        |
| 保険給付費         | 27,486 |
| 拠出金等          | 9,866  |
| 前期高齢者納付金      | 2,548  |
| 後期高齢者支援金      | 7,318  |
| 退職者給付拠出金      | 0      |
| 病床転換支援金       | 0      |
| 介護納付金         | 2,981  |
| 業務経費          | 3,104  |
| 保険給付等業務経費     | 154    |
| レセプト業務経費      | 26     |
| 保健事業経費        | 1,235  |
| 福祉事業経費        | 1,595  |
| その他業務経費       | 94     |
| 一般管理費         | 1,948  |
| 人件費           | 462    |
| 福利厚生費         | 1      |
| 一般事務経費        | 1,486  |
| 貸付金           | 0      |
| 雑支出           | 40     |
| 予備費           | 150    |
| 累積収支への繰入      | 2,299  |
| 翌年度繰越         | -      |
| 計             | 47,875 |

(注1) 予備費は保険給付費等の0.5%を計上。

(注2) 計数は四捨五入のため、一部、一致しないことがある。